



希望の花

鶴ヶ島市立西中学校
学校便り No.2
令和6年5月31日
文責 校長・真武公司

爽やかな五月晴れのもと、第40回体育祭が大きな成果を上げて終わりました。コロナの制限解放から1年、コロナ以前にすべてを戻すのではなく、コロナ禍を経て得られたことを踏まえた新しい学校行事の第一歩です。競技数が増えたり、団対抗を取り入れたり、多くの来賓をお迎えしたり…。特に全学年が2学級になったことを受け、縦割りの団対抗の形式は、3年生がトップとして背中で行動のあり方を示し、各学年が力を合わせる姿は、これぞ体育祭という感じです。3年生の存在は本当に大きく、感謝の気持ちで一杯です。2年生も先輩という立場、1年生も中学生という立場へと変わり、成長した姿を見ることができました。立場が人を育てることを改めて実感します。

真剣に、しかも楽しんで取り組む生徒の姿は、来賓や保護者の方に多くの感動を届けることができたようです。40年目の西中学校の伝統づくりは、まだ始まったばかりです。今後が楽しみです。



インターネットによる人権侵害 ～ネット被害から子どもを守れ～

情報文化総合研究所の佐藤佳弘氏の講演を聴く機会がありました。「ネット上での人権侵害」「ネット被害の未然防止」「被害発生時の対処」の3つの柱でお話がありました。その中から、生徒・保護者の皆さんに知っておいてほしい内容の概略をお伝えします。

「ネット上での人権侵害」でもっとも多いのが、名前や画像が本人の知らない間にネット上に公開される「プライバシー侵害」。次に多いのが、他人を傷つける誹謗中傷などの「名誉毀損」だそうです。ネット上の誹謗中傷は有名人のことだと思いがちですが、この1年間で誹謗中傷の書き込みをされたと10%の人が答えているそうです。また、誹謗中傷の書き込みをした人にその理由を問うと、いやがらせやストレス発散など明らかに悪意をもつ人は少数派です。「書き込んだ内容は正当な意見で、誹謗中傷したとは思わない」という誤った正義感の人が実に70%近くを占めるそうです。更に問題を複雑化しているのが、安易な「いいね」「リポスト」などの拡散行為です。面白がっての拡散は論外ですが、投稿した人の正義感に感化され、自分なりの正義感で拡散している人が多いということだそうです。いずれにしても、無責任な拡散行為が犯罪であるという思いには及んでいません。



もし、被害にあった場合は、一刻も早く削除する対処をとることが必要です。「ネットを見なければいいんだ」は被害者にとって絶望のアドバイスといわれています。書き込んだ相手が分かれば、削除を確認し合うことは比較的容易です。ただ、すでに拡散している場合、完全削除は不可能に近いでしょう。

書き込んだ相手が分からない場合の削除は、かなり難航すると言われていています。その理由の1つが、書き込みの関係者は一人ではないということです。①書き込んだ本人、②掲示板等の管理者、③掲示板等の運営会社、④インターネット接続業者の4者が存在します。これが拡散されていけば、ねずみ算式の関係者が増えていきます。拡散された書き込みを一括削除する手続きはなく、ひとつひとつに対応していく必要があります。

そして、削除の手続きも一筋縄にはいきません。削除や発信者情報の開示請求は当事者でないとできないことになっています。当事者とは、「書き込まれた被害者」「書き込んだ加害者」「場を提供しているサービス業者」の3者で、学校や教育委員会は当事者ではありません。削除や発信者情報開示請求を代行して訴訟になった場合、代行した者が「被告」になる可能性があるのです。信頼できる相談案内窓口にご相談するしか方法はありません。

しかし、法務局とはいえ、削除要請には強制力がありません。最終手段は裁判所に削除の仮処分命令の申し立てをすることになります。

「違法・有害情報相談センター」
(総務省)

illegal harmful online
https://www.ihaho.jp

迅速な助言

「人権相談」
(法務省)

https://www.jinken.go.jp
「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

「誹謗中傷ホットライン」
(セーフティーインターネット協会)

SIA
https://www.saferinternet.or.jp/bullying

プロバイダへの連絡

(相談案内窓口 人権擁護局資料より)

このように、一度ネット上に上がった情報を完全に削除することは極めて難しいことが分かると思います。投稿や拡散が悪意はなく、無自覚で安易な行為であったとしても、結果は同じです。SNSへの投稿は推敲した上でポチッとする覚悟をもつことが必要です。

アップルの創業者 スティーブ・ジョブズ氏が自分の子どもに、iPhoneやiPadをそばに置くことすらせず、すべてのデジタル機器の視聴時間を厳しく制限していた話は有名です。マイクロソフトの創業者 ビル・ゲイツ氏も子どもが14歳になるまではスマホを持たせませんでした。



また、最近アメリカで、子どものSNS利用を規制する法案を成立させる州が増えてきているそうです。フロリダ州では、14歳未満の子どもがSNSのアカウントを持つことを禁じ、14~15歳は保護者の同意が必要、SNS事業者に対しては年齢確認の徹底と14歳未満のアカウントの削除を求め、違反した場合は1件あたり5万ドル(約770万円)の民事罰が科せられます。背景にはSNS依存症による若者の心の健康への影響や自殺の増加が社会問題となっていることがあります。

学校でもネット被害の未然防止の教育は行いますが、保護者を含めた社会全体でSNSがもたらす光と影のバランスを取った対応が必要です。

6月の主な行事予定

3日(月) 教育実習1期(～6/27)
4日(火) 学校朝会 尿検査2次(～6/5)
5日(水) 集金日
7日(金) 通信陸上県大会(～6/8)
11日(火) 生徒朝会 3年実力テスト 木曜日課
12日(水) 金曜日課 あいさつ運動
13日(木) 入間北部学校総合体育大会(～6/15)
19日(火) 専門委員会

20日(水) 陸上学総 PTA 本部会
21日(金) 生徒総会
22日(土) テスト前諸活動停止期間開始
24日(月) 金曜日課
25日(火) 1年食育授業
26日(水) 歯科健診
27日(木) 期末テスト(～6/28)

7月
2日(火) 2年 社会体験チャレンジ(～7/4)

携帯サイト

※学校だより「希望の花」は、保護者や地域の皆さんと共に考えていきたい内容を中心に発信しています。生徒の学校での様子はホームページに掲載しています。併せて、ご覧ください。



◎西中学校のホームページ <http://www.schoolweb.ne.jp/tsurugashima/nishi-j/>